

貴自治体名 日進市懇談日時 10月25日(火) 午前・午後 13時00分～14時00分懇談会場 日進市立図書館 2階大会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2011年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

- ①「義務付け・枠付けの見直し」についての対応について
 県の条例化を待たずに検討する 県が条例化してから検討する
 その他()
- ②「義務付け・枠付け」(最低基準)について、国基準とは異なる独自基準がありますか。
 ない ある → 何に関しての基準か()
- ③独自基準を持っている場合、今後その扱いはどうしますか。
 現行の基準は引き下げないようにする 県の条例(政省令)を基準に考える
 その他()

2. 行政サービス制限条例

- ①税の滞納等を理由とした行政サービスを制限する規定がありますか。
 ある 検討中である ない
- ②制限する規定がある場合、何で定めていますか。
 条例で定めている 要綱で定めている その他()

【2】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある → 実施年月(2003年4月)2010年度実績(1)件(17,360)円
- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある → 実施年月(2003年7月)2010年度実績(8)件(107,741)円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (47)人(2011年4月現在)
- ④介護給付費準備基金について
 2009年度末の残高(300,475,403)円
 2010年度末の残高(261,463,800)円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センターについておたずねします。
 1)直営()カ所、委託(3)カ所 委託の場合の1カ所当たりの委託費(19,642,000)円
 2)センター1カ所当たりの人口(27,567)人・同65歳以上の高齢者人口(4,674)人(H23.4月1日現在)
 3)市町村立の中学校の数(3)校
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(2010年4月1日) 2010年度実績(160)件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(2010年4月1日) 2010年度実績(171)件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑧配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	365回(週7回夕食)ただし、実態に応じて回数は調整。
	1日平均利用者数(2010年度)	総延べ食事数(37,126)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(102)食
	1食あたりの助成額	350円(自社で調理し、配達する場合) 600円(自社で調理し、配達を別業者が行う場合)
	1食あたりの利用者負担額	300円
会食方式	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	226回(週1回昼、月4回6か所)
	月平均利用者数(2010年度)	240人
	1食あたりの助成額	なし
	1食あたりの利用者負担額	600円

⑨独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(<input checked="" type="radio"/>)実施している ()していない ()検討中である		
対象事業の名称	エコサポート事業		
対象者の要件	満 65 歳以上で、介護認定を受けている一人暮らし又は高齢者のみ世帯の方で、近隣の協力・排出が困難な方		
1カ月平均利用者実数(2010年度)	42人		

⑩住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(<input checked="" type="radio"/>)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	(<input checked="" type="radio"/>)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	改修費20万円に対し9割(18万円)が上限額	
	利用者実数(2010年度)	32件	
	(<input checked="" type="radio"/>)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	下肢、体幹機能、視覚障害1～3級	
助成額	助成対象額(上限40万円)の9割	利用者実数(2010年度)	1人

⑪ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

ホームサポートサービス・・・介護認定で自立と判定された一人暮らし高齢者等で援助を必要とされる方。生活管理指導員が訪問し、家事のお手伝いや相談相手等により自立した生活支援を行う。
 365日あったか食事サービス・・・心身の障害及び疾病等により、食事の調理や買い物が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に、利用日に1食(夕食)を届け、安否確認も同時に行う。
 シルバーサポートサービス・・・一人暮らし高齢者等で支援が必要と思われる方に、シルバー人材センターから会員を派遣し、生活範囲の清掃や家の簡単な修理等を行う。
 緊急通報システム装置の取り付け・・・一人暮らし高齢者等で心疾患・脳疾患がある方を対象として、急病や事故等の緊急の場合に、消防署に直接連絡することができる装置と発信器を貸与し、近隣の協力員とともに緊急時の見守りを行う。
 エコサポート・・・要介護(支援)認定を受けている一人暮らし高齢者等で、ゴミ出しの際に親族、近隣者等の協力が得られ難い方を対象として、週一回、自宅の玄関先へ収集に訪問する。
 日常生活用具の給付・・・一人暮らし高齢者等を対象に、安心した生活が送れるよう、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。
 (上記サービスには、自己負担金が生じるものがあります。)

⑫高齢者や障害者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

()実施している

→ 利用料:高齢者<65歳以上>(1乗車 100円/定期券 1か月 1,000円 ただし、介護保険法による介護認定(要支援も含む)を受けている方と付き添いの方1名は無料)円、障がい者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と付き添いの方1名は無料)円、一般(1乗車 100円/中央線のみ 200円)円

その他の外出支援策()

※無料適用を受けるうえで、手帳もしくは保険証の提示は必要ありません。降車の際に運転手へその旨お伝えいただきます。なお、希望者へは無料パスカードの発行を行っています。

()実施していない

2)タクシー代を助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

・障害者タクシー料金助成として、身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方を対象に、1乗車820円まで、年間48枚利用できるタクシーチケットを交付しています。

・移送サービス費助成(以下、概要)

利用対象者:要介護認定で要支援もしくは要介護と判定され、寝たきりか、常時車いすがひつような方で、移動の際に特殊車両が必要な方

助成額:費用(一回あたり3,000円まで)の9割を助成する(1ヶ月に2回分までを限度とする)

助成方法:償還払い

⑬宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

() 助成している → 1施設当たり助成額 月額()円
または 年額()円
または 1回限り()円
→ 助成カ所数()カ所

() 検討中である

() 助成の予定がない

⑭介護認定者の障害者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2010年度実績)は (480) 枚

2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を送付していますか。

() 申請書を送付している → 2010年度() 件

() 認定書を送付している → 2010年度(480) 件

() 送付していない。

3) 認定書の発行の条件

() 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

() 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

() 医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

() 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

() 次のような方法で判断している

(要介護(支援)認定が要支援 2 以上で、かつ、主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa 以上、または、障害高齢者の日常生活自立度が A 以上と判定された方)

⑮要支援の介護認定者への、障害福祉サービスの上乗せについて

() 実施している () 実施していない

2. 高齢者医療など

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

() 対象にしている () 縮小して対象にしている () 県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療(精神通院)受給者の自己負担分を助成

③2011年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 (6, 179) 人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (943) 人

内 ひとり暮らし非課税者(59) 人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者(8) 人

3. 子育て支援策 ※2011年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

対象年齢 15歳到達学年年度末まで、区分 入通院を対象とし、現物給付、所得制限なし

②就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。 : 年度初めに全児童・生徒にお知らせを配布

学校では () 入学説明会 () 入学式 () 始業式 () ホームページ

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.5) 倍未満

そのほか

生活保護受給、市民税非課税又は減免、個人事業税又は固定資産税減免、国民年金掛金減免又は国保税減免若しくは徴収猶予、児童扶養手当受給、生活福祉資金貸付、失業対策事業適格者手帳所有又は職安登録日雇労働者

- 3) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額をご記入ください。
 ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (約218万(控除なしの場合))円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (約344万(控除なしの場合))円
 4) 申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (O)市町村窓口と学校のどちらでも可
 5) 民生委員の証明は必要ですか。 ()必要である (O)必要ない
 6) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2010年度	2011年度
受給者数	564人	580人
受給割合	7.0%	7.2%
支給額	37,171,497円	38,200,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2011年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 7) 支給項目を書き出してください。

学校給食費、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費(遠足・キャンプ)、修学旅行費

③学校給食について(2011年度)

	全校数	自校方式		センター方式		1食当たりの給食費
		実施数	割合	実施数	割合	
小学校	9校	0校	%	9校	100%	220円
中学校	4校	0校	%	4校	100%	250円

4. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2009年度	2010年度	2011年度
保険料・税率	所得割	(総所得金額-基礎控除)額	× (6)%	× (6)%	× (6)%
	資産割	固定資産税額	—	—	—
	均等割	加入者1人につき	26,000円	26,000円	26,000円
	平等割	1世帯につき	26,000円	26,000円	26,000円
1人当たり調定額(平均保険料)			90,713円	83,671円	86,617円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			17,679円	17,482円	17,175円

※2011年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

・7割・5割・2割軽減判定者についてそれぞれ0.5割を加える

- 2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

・納税義務者(主たる生計維持者である被保険者を含む。以下同じ。)が失業(退職を含む。)又は事業の休廃業等により所得が急激に減少し生活が困難となった場合であって、納税義務者の当該年における地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「総所得金額」という。)の見込額が前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると見込まれる場合

- (1)納税義務者の前年中の総所得金額等が200万円以下の場合

当該事由の発生により減免の申請があった日(以下「減免申請日」という。)以後に到来する当該年度納期分の100分の50

- (2)納税義務者の前年中の総所得金額等が200万円を超え500万円以下の場合

減免申請日以後に到来する当該年度納期分の100分の30

③資格証明書 ※2011年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 (O)交付していない ()交付している→()世帯
 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
 ()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもについて

資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- () 国の基準どおり実施している
- () 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
 - () 高校生世代以下の子どもがいる世帯
 - () 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
 - () 病弱者のいる世帯
 - () 次の場合は、交付対象から除外している。

④ 短期保険証 ※2011年4月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間(交付時から有効期限が切れるまで)別の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内(24)人
- ・2カ月(4)人
- ・3カ月(2)人
- ・4カ月(0)人
- ・5カ月(0)人
- ・6カ月(171)人
- ・1年(0)人
- ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

世帯主が、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)更新時において、厚生省令で定める公費負担医療の対象者を除き、災害その他特別な事情がないのに前年度以前に国民健康保険税(以下「保険税」という。)を滞納し、次に該当する場合には、短期保険証を交付する。

- (1) 納付誓約を行い、分割納付をしているとき。
- (2) 滞納金額の一部を納付したとき。

短期保険証交付対象世帯であっても、次のいずれかに該当する者は適用除外とすることができる。

- (1) 愛知県の実施する医療費助成事業の対象となる者
- (2) 日進市条例に定める公費負担医療の対象となる者
- (3) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (4) その他市長が特別に認める者

短期保険証の交付を受けている世帯主が、次のいずれかに該当したときは、短期保険証と引き換えに被保険者証を交付する。

- (1) 滞納している保険税を完納したとき。
- (2) 当該世帯主に係る滞納額が著しく減少したとき。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- () 通常の保険証と同じ
- () 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑤ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2010年度)

- 1) 予告通知書の発行(191)件 ※他の市税の滞納者も含む。
- 2) 差押え件数 不動産(64)件 預貯金(15)件 生命保険(7)件(内学資保険(0)件)
その他(0)件() ※国保税を含む滞納者への差押。
- 3) 競売などによる現金化 (0)件 ()円

※預金の取立、保険の解約を含めた場合 16件 3,690,392円(他の市税の滞納者も含む。)

⑥ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 2011年(9)月(1)日現在(181)人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数
2011年(9)月(1)日現在(0)人

3)その他

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1)一部負担減免制度を実施していますか。
実施している 検討中である 実施の予定がない
- 2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
設けている 検討中である 設けていない
- 3)2010年度の減免件数 ()件 減免金額 ()円

5. 障がい者施策

①地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター等)の低所得者への負担軽減について

- 1)利用料負担上限月額の設定 ()あり ()なし
 2)市町村民税非課税世帯の利用料の減免 ()あり ()なし

1)、2)で「あり」の場合の具体的な内容

障害者福祉サービスと同じです。ただし、交通費等実費分のご負担はいただいております。

②地域生活支援事業の移動支援の利用者数・最多支給時間数・平均支給時間数 (※H23.9.1 現在)

- 1)利用者数()人 2)最多支給時間数()時間 3)平均支給時間数()時間

③第3期障害者福祉計画の策定にあたり、自立支援協議会の意見を聞くことが望ましいとされているが

- 1)自立支援協議会は ()ある ()ない
 2)意見を聞く機会を ()設ける ()設けることが困難

6. 健診事業 ※2011年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	0円	可・不可	0円	可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団	3,900円	可・不可	1,300円	可・不可	
	大腸がん	個別・集団	600円	可・不可	600円	可・不可	
	肺がん	個別・集団	1,000円/ 特定健診 と併用400 円	可・不可	0円(70歳 健診のみ)	可・不可	
	子宮がん	個別・集団	1,900円 体2,900円	可・不可	1,000円	可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団	1,700円	可・不可	-	可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団	1,800円	可・不可	1,800円	可・不可
	前立腺がん	個別・集団	1,300円/ 特定健診 と併用700 円	可・不可	0円(70歳 健診のみ)	可・不可	
歯周疾患		個別・集団	0円	可・不可	-	可・不可	

②40歳未満の住民を対象にした健康診査について

- ()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
 ()実施していない

③歯周疾患検診の対象年齢・回数

- ()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
 ()その他(30歳から75歳までの5歳間隔の節目年齢者)

7. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	助成開始または開始予定年月日	対象	助成額
ヒブワクチン	平成23年1月～	生後2ヶ月～5歳未満	指定医療機関において接種にかかる費用
小児用肺炎球菌ワクチン	平成23年1月～	生後2ヶ月～5歳未満	指定医療機関において接種にかかる費用
成人用肺炎球菌ワクチン	平成19年10月～	70歳以上(一部60歳以上)	3,000円
HPV(子宮頸がん)ワクチン	平成23年3月～	中学1年生から高校1年生相当(高校2年生相当)	指定医療機関において接種にかかる費用
みずぼうそうワクチン	-	-	-
おたふくかぜワクチン	-	-	-

8. 生活保護

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2009年度相談件数 (72) 件、申請件数 (27) 件、そのうち保護開始件数 (27) 件
 2010年度相談件数 (131) 件、申請件数 (43) 件、そのうち保護開始件数 (43) 件

②生活保護担当職員について

2009年4月1日現在 正規職員 (4) 人 → 生保担当の平均在任年数 (3) 年(0) カ月
 非正規職員 (0) 人
 2010年4月1日現在 正規職員 (4) 人 → 生保担当の平均在任年数 (3) 年(2) カ月
 非正規職員 (0) 人
 2011年4月1日現在 正規職員 (4) 人 → 生保担当の平均在任年数 (0) 年(7) カ月
 非正規職員 (1) 人

③1職員当たりの担当受給者数

2009年4月1日現在 (11.8) 人 2010年4月1日現在 (16.3) 人
 2011年4月1日現在 (25.5) 人

④自動車の所有を理由とした保護却下について

(○) ない () ある → () 件 ※2010年度の数をご記入ください

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2010年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	②精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いいたします。

- ①税滞納世帯等への行政サービス制限条例または要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

- ③アンケート【2】1の⑬の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑭の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2010年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2010年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました。